

戸籍情報システム標準化対応業務 プロポーザル実施要領

令和 8 年10月

海南市

1 趣旨

本プロポーザルは、「戸籍情報システム標準化対応業務」の契約相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（１）業務名称

戸籍情報システム標準化対応業務

（２）業務の目的

別添「戸籍情報システム標準化対応業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとお

（３）業務内容

別添「仕様書」のとお

（４）契約期間

契約締結日から令和９年12月28日まで

（５）提案上限額

標準化に要する導入費用の合計 48,200千円（消費税及び地方消費税の額を除く）

※この金額は、企画提案の規模を示すためのものであり、提案額が契約額になるとは限らない。

3 応募資格

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）単独の法人であること

（２）令和６・７・８年度海南市物品・役務提供受注資格者登録において、営業種目「24-02 ソフトウェア開発、運用管理」に登録していること。

（３）戸籍情報システムの構築（標準化対応）及び運用保守に必要な知識・技術を有し、地方公共団体における導入・運用実績があること。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立てをした者で更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てをした者で再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書類の提出の時点で、指名停止を受けている期間がないこと。

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、「参加表明書（様式1）」を提出すること。

※参加表明書の提出が1者でもプロポーザルは有効とする。

(1) 提出期限

令和8年10月26日(月)【必着】

※土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は、直接持参するか郵送（簡易書留郵便に限る。）のいずれかとする。

※提出先は「14 担当課・問合せ先」に記載

5 提案書の作成

提案者は、本実施要領及び「仕様書」を熟読の上、創意工夫を凝らし作成すること。

(1) 企画提案に必要な書類

①企画提案申込書（様式2）

②会社概要書（様式3）

③業務実績調書（様式4）

過去5年以内の他の地方公共団体における同種の業務を受託した実績を簡潔かつ明瞭に記入すること。

④企画提案書（任意様式とし、下記事項を踏まえて作成すること。）

(ア) 表紙には表題「戸籍情報システム標準化対応業務企画提案書」と記入し、目次をつけること。

(イ) 提案内容に記載する内容は、本業務における実施義務事項とする。なお、実施義務としない事項を参考記載する場合には、参考である旨を明示し、用紙を分けるなど、実施義務事項と混同する可能性を排除すること。

(ウ) A4縦向き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。

(エ) 日本語表記で、フォントサイズは11ポイント以上であること。

(オ) 企画提案書の下段余白中央にページ番号を付すこと。

(カ) 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

(キ) 印刷色はカラー、モノクロを問わない。

⑤見積書（様式7）

(ア) 見積金額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

(イ) 導入費用が「2（5）提案上限額」に記載の金額を超過した場合は失格とする。

(ウ) 運用保守費用には、令和 9 年度の運用開始から 5 年間の総額を記載すること。

(2) 企画提案申込書等に関する質問について

企画提案申込書等に関する質問は、企画提案書作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

①質問書（様式 5）を活用すること。

②提出方法及び提出先

(ア) 管財情報課に電子メールで提出すること。

(イ) 電子メールの件名は「戸籍情報システム標準化対応業務に関する質問（貴社名）」と入力し送信すること。

(ウ) 送信後は必ず電話によりメールの受信確認をすること。

※提出先及び電話番号は「14 担当課・問合せ先」に記載

③受付期間

令和 8 年 10 月 5 日(月)午前 9 時から令和 8 年 10 月 13 日(火)午後 5 時まで

(3) 質問の回答日

令和 8 年 10 月 16 日(金)

※質問に対しては、参加表明者に一斉に電子メールで回答する。また、質問がない場合も、その旨を連絡する。

6 企画提案申込書等の提出

(1) 提出部数

正本 1 部と副本 7 部を提出すること。

(2) 提出方法

直接持参すること。

(3) 提出先

提出先は「14 担当課・問合せ先」に記載

(4) 提出期間

令和 8 年 10 月 5 日(月)から令和 8 年 11 月 13 日(金)まで

※土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする

7 企画提案説明会（プレゼンテーション）

下記により企画提案申込書等に係るヒアリングを実施する。

(1) 日時

令和 8 年 11 月 25 日(水)

※場所等の詳細については後日通知する。

(2) 説明実施内容等

①各提案者の入室は3名以内とする。

※提案書の説明は、本業務の主担当者とし、製品開発元の技術者等が同席することも可とする。

②プレゼンテーションは、提出した企画提案申込書等に沿って行うこと。

③説明時間は1社当たり30分以内とする。

④プレゼンテーション終了後、質疑応答時間を15分程度予定。

※プロジェクター等の映写機器は市で用意する。

8 参加者の失格

下記のいずれかに該当した場合には、本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 企画提案申込書等が提出期限までに提出されない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提案額が「2 (5) 提案上限額」を超過した場合

(4) 「3 応募資格」に定める要件を満たさなくなった場合

(5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

(6) その他要領の定めに反した場合

9 企画提案申込書等の審査及び評価等

(1) 企画提案申込書等の評価

①企画提案申込書等の審査は、審査委員会において行う。

②プレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価項目に基づき総合点数の高い順に順位を確定する。

③総合点数が最も高い者を契約予定者とし、第2位の者を次点者とする。

④評価項目は、「16 評価項目について」のとおりとする。

⑤総合点数において同点の者が2者以上あるときは、見積価格が低い者を上位とする。

⑥「16 (1) 審査員評価」の評価点数の合計が700点満点中420点に満たない場合は、契約予定者として選定しないものとする。

(2) 選定結果の通知および公表

選定結果は参加者全員に文書により速やかに通知するとともに、海南市ホームページにおいて契約予定者及び次点者を公表する。

10 契約の締結

(1) 契約の締結方法

選定後、契約予定者と金額及び業務内容等の詳細について交渉を行い、内容等を確定次第、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により締結するものとする。交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉を行う。

(2) 業務委託契約が締結できない場合

契約予定者が次の事項に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

- ①地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当したとき
- ②契約締結までに海南省から指名停止を受けたとき
- ③本業務委託契約の締結を辞退したとき

(3) 留意事項

本業務は、令和8年度補正予算（債務負担行為）の議決を条件とし、海南省議会令和8年11月定例会において当該予算が議決されない場合、本業務は実施しないものとする。なお、これに伴い、プロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じた場合であっても、市はその損害について一切負担しない。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、提案者の了解なく公表し、又は本プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、海南省情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き原則開示する。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

12 その他

- (1) 企画提案書等全ての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費は、提案者の負担とする。
- (2) 書類提出に当たって、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因として提案者に不利益が生じても、本市はこの責を負わない。
- (3) 参加表明書、企画提案書等、その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことができる。
- (4) 参加表明後、辞退する際は参加辞退届（様式6）をプレゼンテーション開催日前日までに提出すること。（メール不可）

13 指定様式一覧

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案申込書（様式2）
- (3) 会社概要書（様式3）
- (4) 業務実績調書（様式4）

(5) 質問書(様式5)

(6) 参加辞退届(様式6)

(7) 見積書(様式7)

※各様式については、海南市ホームページからダウンロードすること。

14 担当課・問合せ先

〒642-8501 海南市南赤坂11番地

海南市総務部管財情報課情報システム班(担当:雨乞)

電 話 073-483-8468

F A X 073-483-8749

メー ル joho@city.kainan.lg.jp

15 実施スケジュール

項目	実施期間又は期限
公告	令和8年10月5日(月)
参加表明書の提出期限	令和8年10月26日(月)
企画提案申込書等作成に関する 質問受付期間	令和8年10月5日(月)～令和8年10月13日(火)
質問回答	令和8年10月16日(金)
企画提案申込書等の提出期間	令和8年10月5日(月)～令和8年11月13日(金)
企画提案説明会 (プレゼンテーション)	令和8年11月25日(水)
契約締結	令和8年12月中旬(予算議決後)

16 評価項目について

評価項目	審査事項	配点
業務実績	・他自治体への同種又は類似業務の受注実績は十分か。 ・他社システムからのデータ移行実績は十分か。	5
業務に対する理解度	・本業務の目的・内容等を理解し、明確かつ具体的な提案がされているか。	5
業務実施体制及びスケジュール	・本業務の従事者の配置や連絡体制は十分であるか。 ・十分な技術と経験を持った技術者が配置されているか。 ・業務の工程やスケジュールが明確で妥当なものになっているか。	5
システムの稼働実績	・提案システムの全国での稼働実績（システム提供からアフターフォローまで実施している稼働実績）は十分か。	10
運用・保守	・運用開始後のサポート体制及びサポート内容は十分であるか。 ・障害発生等の緊急時に速やかに対応できる人員体制及び連絡体制が確保されているか。	15
戸籍データの移行	・データ移行に際して正確性やセキュリティが担保されているか。 ・データ移行に伴う職員負担の軽減が図られているか。	10
システム改修費の考え方	・制度改正対応におけるシステム改修費については、どのような考え方（改修費用が発生する範囲の定義等）か。	10
次期データ移行費	・次期システム更改時におけるデータ移行のためのデータ抽出作業費（予定額）はどの程度か。	10
事業費	・見積価格（5年間の運用保守費用を含めた総額）は妥当な金額か。	25
その他独自提案	・戸籍業務における業務効率化や職員負担の軽減に有効な提案があったか。	5
合計 全100点×審査員7名		700